

新型コロナウイルス感染症に関する病气入院見舞金のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症で影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、罹患された方々におかれましては、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

東京商工会議所は、当所が運営しております「生命共済」において、新型コロナウイルス感染症に関する国の方針、医療機関の病床ひっ迫状況等を踏まえて2020年4月から実施しております、入院をせず、ご自宅・宿泊施設で療養された場合（以下、「宿泊・自宅療養」）などであっても、運営要領上の入院とみなし、病气入院見舞金のお支払い対象とする特例措置（以下「みなし入院」）について、2022年9月26日（月）以降のお取り扱いを、以下のとおり見直します。

1. 「みなし入院」に関する今後のお取り扱いについて

(1) 「みなし入院」による病气入院見舞金のお支払い対象

「みなし入院」のお支払い対象を以下の重症化リスクの高い方に限定させていただきます。

<重症化リスクの高い方>

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦の方

(2) 変更日

2022年9月26日（月）

なお、上記「みなし入院」に関するお取り扱いの見直しは、新型コロナウイルス感染症の陽性判定日（以下、「診断日」）が変更日9月26日（月）以降である場合から適用いたします。

※ 2022年9月25日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクが高い方に限らず、これまでどおりの対応を継続いたします。

2. 「みなし入院」取扱開始の経緯と今般の見直しの理由

当所の生命共済にかかる病气入院見舞金は、運営要領において「病気の治療を目的として、5日以上継続入院したとき」にお支払いする旨を定めています。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院または診療所への入院が必要にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状態が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。

宿泊・自宅療養は、運営要領上の支払事由に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、「入院」と同等に取り扱う（みなす）特例措置を、社会情勢を踏まえた時限的なお取り扱いとして開始いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の昨今の状況においては、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっております。更に、今般、政府において、新

型コロナウイルス感染症にかかる発生届の対象について、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日以降の「みなし入院」による病気入院見舞金のお支払い対象を、上記のとおりと見直すことといたしました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後の法令改正やその他社会情勢を踏まえ、必要に応じて更なる見直しを行う可能性がございます。その場合には、改めてご案内いたします。

3. ご請求手続きについて

診断日が9月26日（月）以降となったお客さまが、「みなし入院」として病気入院見舞金をご請求される場合の手続き等につきましては、近日中に共済センターのホームページ（下記 URL）にて、ご案内いたします。

<https://www.tokyo-cci.or.jp/kyosai/life/>

以上

【本件担当】

東京商工会議所 共済センター（生命共済担当）

TEL：03-3283-7905

FAX：03-3283-7991